神戸市病児保育事業実施要綱

(目的)

第1条 保護者が就労している場合等において、こどもが病気や病気回復期の際に 自宅での保育が困難な場合がある。

こうした保育需要に対応するため、診療所又は病院(以下「診療所等」という。) において病気の児童を一時的に保育することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業の委託)

- 第2条 市長は、この事業を診療所等に併設する施設を運営する者に委託して行う ことができる。
- 2 前項の委託を受けようとする者(以下「事業実施者」という。)は、あらかじめ 神戸市病児保育事業実施協議書(様式第1号)を市長あてに提出し、協議しなけ ればならない。
- 3 この事業を受託した事業実施者は、この事業を診療所等に併設する施設または 診療所等が運営する本事業のための専用施設であって第 14 条各号の基準を満た し、かつ市長が適当と認めた施設(以下「実施施設」という。)において実施する ものとする。

(対象児童)

- 第3条 この事業の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、神戸市内に居住している乳児・幼児若しくは小学校に就学している児童、又は市内の保育所(園)、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、小学校に通う児童、又は保護者が市内に在勤する乳児・幼児若しくは小学校に就学している児童であって、かつ、次の各号の一に該当する傷病により、当面症状の急変は認められないが、傷病の回復期に至っていないことから集団保育が困難な児童、もしくは傷病の回復期の場合で、集団保育が困難な児童とする。
 - (1) 感冒、消化不良(多症候性下痢)等乳幼児に日常罹患する疾患
 - (2) 麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患
 - (3) 喘息等の慢性疾患
 - (4) 骨折、熱傷等の外傷性疾患
 - (5) その他事業実施者が必要と判断した疾患

(利用の要件)

- 第4条 この事業は、次の各号の一に該当する場合に利用することができる。
 - (1) 保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭等社会通念上やむを得ないと認められる事由により家庭で育児を行うことが困難なとき。
 - (2) 市長が特に必要があると認めたとき。

(利用期間)

第5条 この事業の利用期間は、傷病により、回復期には至らないが当面の症状の 急変が認められない場合、もしくは回復期の場合で、他の児童との集団生活が困 難であり、かつ、保護者が家庭で育児を行うことができない期間の範囲内とし、 連続して7日以内を原則とする。ただし、事業実施者が必要と判断したときは、 必要最小限度の範囲内で延長することができる。

2 事業実施者は、一時預かり開始後において、児童の病状等が変化し実施施設に おいて対応することが著しく困難となった場合、又は第4条の規定に該当してい ないと認められるときは、一時預かりを終了させることができる。

(開設日及び開設時間)

第6条 この事業の開設日及び開設時間は、原則として神戸市内の保育所(園)等に準じて設定するものとする。ただし、特に市長が認める場合はこの限りではない。

(施設への登録)

第7条 この事業の利用を希望する保護者は、神戸市病児保育事業利用登録票(様式第2号)(以下、「利用登録票」という。)を事業実施者に提出し、登録するものとする。

なお、病児保育予約システムで施設に利用登録を行った場合においては、利用 登録票の提出を省略することができるものとする。

- 2 事業実施者は、病児保育予約システムで利用登録が行われた場合であっても、 利用登録票が必要であると判断した場合は、保護者へ提出を求めることができる。
- 3 市外に在住し、保護者が市内に在勤する乳児・幼児若しくは小学校に就学している児童は、第1項の申請に係る登録票に加えて、市内在勤を証明する書類を提出するものとする。

(申請等)

- 第8条 登録した保護者は、この事業の利用に際し神戸市病児保育事業利用申請書 (様式第3号)と医師連絡票(様式第4号)を事業実施者に提出し、利用の申請 を行うものとする。
- 2 事業実施者は、保護者の利用の申請に際し、必要と認める場合は実施施設に併 設する診療所等において保護者の児童の診察を行うことができる。
- 3 事業実施者は、第1項の申請に係る可否の決定について速やかに申請者に通知するとともに、市長に申請書の写し及び医師連絡票を各月ごとに送付するものとする。

(対象児童の送迎)

第9条 実施施設への対象児童の送迎は、保護者が行うものとする。

(利用料等)

- 第10条 利用料は児童1人当たり日額2,000円とし、この事業を利用した保護者は、利用料を事業実施者に支払うものとする。ただし、第11条に基づき利用料の減免を受ける者は、別表1に掲げる減免後の利用料を支払うものとする。
- 2 保護者は、第1項の利用料とは別に、この事業の利用期間中に要する食事代、 おやつ代、医療費、医師連絡票作成料、移送費などの経費を事業実施者に支払う ものとする。

(利用料の減免)

- 第 11 条 市長は、経済的事情その他特別の理由があると認めるときは、別表 1 のと おり前条第 1 号の利用料を減額し、又は免除することができる。
- 2 利用料の減免を受けようとする保護者は、あらかじめ市長に病児保育事業利用 料減免申請書(様式第5号)に課税証明書その他減額又は免除を受けようとする 理由を証明する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(委託料)

- 第12条 市長は、実施施設に対し、第13条の報告に基づき、別表2に規定する基本分を、この事業の実施に要する費用として支払うものとする。
- 2 市長は、第13条の報告書に基づき、別表2に規定する改善分、加算分及びおむ つ処理費用を第1項の委託料に加算して実施機関に支払うものとする。
- 3 市長は、第 13 条の報告書に基づき、生活保護世帯、住民税非課税世帯、所得税 非課税世帯が利用した場合は利用料減免額に相当する額を第 1 項の委託料に加算 して支払うものとする。

(実績報告)

- 第 13 条 事業実施者は、神戸市病児保育事業実施報告書(様式第 6 1 号)及び、神戸市病児保育事業利用状況内訳書(様式第 6 2 号)、により、各月ごとの利用 状況を市長に報告するものとする。
 - 2 市長は、必要に応じて事業実施者に対し、事業に関する報告を求めることが できる。

(実施施設の設備の基準等)

- 第14条 実施施設の設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 保育室、観察室又は安静室、調理室及び調乳室、その他事業の実施に必要な設備を有すること。
 - (2) 保育室の面積は、原則として利用定員1人当たり1.98㎡以上とし、1 室8.0㎡を下回らないこと。
 - (3) 観察室及び安静室は、乳幼児の静養又は隔離の機能を持つ部屋であって、 原則として利用定員1人当たり1.65㎡以上とすること。
 - (4) 専用の調乳室が設けられない場合は、調理室の一部を調乳場として区画すること。
 - (5) その他病児保育事業の実施に必要な施設を有すること。
 - 2 利用定員は、原則として4名以上とする。
 - 3 職員の配置は、病児の看護を担当する看護師等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)を概ね利用児童 10 名に対し1 名以上を配置するとともに、保育士を概ね利用児童 3 名に対し1 名以上配置することとし、常駐を原則とする。ただし、利用児童が見込まれる場合に併設医療機関から保育士及び看護師等が駆けつける等の迅速な対応が可能であれば、以下のとおり常駐を要件としない。
 - (1) 利用児童がいる時間帯の場合

ア〜エの要件を満たし、利用児童の安心・安全を確保できる体制を整えている場合には、看護師等の常駐を要件としない。

ア病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないよ

う、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関りとケアを 行うこと。

イ 病児保育室と看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所とが近接していること。

ウ 看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児保育室に速やかに駆けつけることができる職員体制が確保されていること。

エ 看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。

(2) 利用児童がいない時間帯の場合

利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士及び看護師等が速やかに 出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保され ていれば、利用児童がいない場合は保育士及び看護師等の常駐を要件としな い。

(関係書類の整備)

第 15 条 事業実施者は国の会計検査等に対応するため事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、関係書類を5年間保管し、誠実に対応しなければならない。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附則

この要綱は平成15年2月1日より施行する。

附則

この要綱は平成16年4月1日より施行する。

附則

この要綱は平成17年4月1日より施行する。

附則

この要綱は平成17年12月1日より施行する。

附則

この要綱は平成18年4月1日より施行する。

附則

この要綱は平成20年4月1日より施行する。

附則

この要綱は平成21年4月1日より施行する。

ただし、改正後の第8条、第10条及び第11条の改正部分については、平成21年7

月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成23年3月28日より施行する。

ただし、改正後の別表 2 については、平成 23 年 3 月 28 日以後の契約について適用 し、同日前の契約については、従前の例によるものとする。

附則

この要綱は平成23年4月1日より施行する。

附目

この要綱は平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日より施行する。

附則

この要綱は平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和元年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和2年9月23日より施行し、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は令和3年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月1日より施行する。

附則

この要綱は令和5年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和6年3月29日より施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日より施行する。

附則

この要綱は令和7年4月1日より施行する。

別表 1

世帯区分	減免後の利用料(日額)
生活保護法による被保護世帯	
市民税非課税世帯	1名につき 0円
里 親	
所得税非課税世帯	1名につき 1,000円

- ※1 生活保護法による被保護世帯とは、この事業を利用した日におけるその該当 の有無をいうものとする
- ※2 市民税非課税世帯とは、この事業を利用した日の前年の所得に対するその該 当の有無をいうものとする。ただし、1月から5月までの利用については 前々年の所得に対するものとする
- ※3 所得税非課税世帯とは、この事業を利用した日の前年の所得に対するその該 当の有無をいう
- ※4 市外在住市内在勤世帯は、被保護世帯や非課税世帯の減免対象とならないこととする
- ※5 里親とは、里親に委託されている児童がこの事業を利用する場合をいうものとする。

			補助基準額		対象級典
-1	# + N	み羊ハ (1よう	エルチ 8 左姫)		経費
1	基 4 7	・改善分(1か)		6,270,000 円	病児保育事業
			基 本 分 改 善 分		同事未
	ただ 1	手II 田 の /ls ta l.s		7 2,538,000円 1域の保育所等への情報	一に安り
				三域の保育所等への情報 に、改善分を減算する。	の配負
	10000000000000000000000000000000000000	○四人扱寺で天息	旭 しなり物 口は	、、以音力で概算する。	
	※ 1 事	業期間が1年未え	満の場合 (年度	意途中に開所、閉所もしく	
		事業を休止した。			
		本分 (年額) 6,2		月数/12	
		善分 (年額) 2,5			
	※ 2 1 7	か月未満の事業等	実施期間がある	場合(月の途中に開所、	
	閉道	新もしくは事業	を休止した場合	も含む)	
	基之	本分 (年額) 6,2	270 千円/12×	当該月の開所日数/25	
	改善	善分 (年額) 2,5	538 千円/12×	当該月の開所日数/25	
	<u>※</u> 3 委	託料に小数点以 ¹	下の端数が生じ	た場合、小数点第1位以	
	下	は切り捨てる			
2					
		延べ利用児童数に			
				れる次に定める額	
		間延べ利用児童		(1か所当たり年額)	
	A区分				
	B区分			1,500,000 円	
	C区分		200 人未満	2,000,000 円	
	D区分		300 人未満	3,000,000 円	
	E区分	300 人以上	400 人未満	4,000,000 円	
	F 区分 G 区分	400 人以上 500 人以上	500 人未満 600 人未満	5,000,000 円 6,000,000 円	
	H区分	600 人以上	700 人未凋	7,000,000 円	
	I区分	700 人以上	800 人未満	8,000,000 円	
	J区分	800 人以上	900 人未満	9,000,000円	
	K 区分	900 人以上	1,000 人未満	10,000,000円	
	L区分	1,000 人以上	1,100 人未満	11,000,000円	
	M区分	1,100 人以上	1,200 人未満	12,000,000 円	
	n 区分	1,200 人以上	1,300 人未満	13,000,000 円	
	0 区分	1,300 人以上	1,400 人未満	14,000,000 円	
	P区分	1,400 人以上	1,500 人未満	15,000,000 円	
	Q区分	1,500 人以上	1,600 人未満	16,000,000 円	
	R区分	1,600 人以上	1,700 人未満	17,000,000 円	
	S区分	1,700 人以上	1,800 人未満	18,000,000 円	
	T区分	1,800 人以上	1,900 人未満	19,000,000 円	

U区分 1,900人以上 2,000人未満 20,000,000円V区分 2,000人以上 2,200人未満 20,900,000円W区分 2,200人以上 2,400人未満 22,800,000円Y区分 2,600人以上 2,600人未満 24,700,000円Y区分 2,600人以上 2,800人未満 26,600,000円Z区分 2,800人以上 3,000人未満 28,500,000円

※3,000人以上の場合は別途協議

(イ) 年間延べ利用児童数に応じて次に定める額 年間延べ利用児童数に、3,500円を乗じた額

イ 当日キャンセル対応加算

(年間キャンセル回数) (1か所当たり年額)

(1) 25 回以上 50 回未満247,900 円(2) 50 回以上 100 回未満502,500 円

(3)100 回以上 150 回未満 670,000 円 (4)150 回以上 1,005,000 円

ウ感染症対応加算

種類の異なる感染症に罹患した児童を複数預かる場合において隔離等の感染防止対応を行う保育士を加配し、次に掲げる要件をいずれも満たす場合に、1か所当たり年額1,300,000円を支給する。

- (1)感染症に罹患した複数の児童に対して隔離等の感染防止対策を行うために、保育士を加配する日数が、年間開所日数の半分を超えること。
- (2)(1)に掲げる加配日数については、「保育士を利用児童おおむね 3人つき1名以上配置すること」としていることをふまえて 算定する。
- 3 おむつ処理費用

対象児童数×300円×事業月数

- ※1 対象児童数は、年度の初日(年度途中に新規開設する場合は開設日)時点の利用定員に 0.6 を乗じた人数(小数点第1位を四捨五入)とする
- ※2 おむつ処理費用の事業月数について、利用者が0の月は 対象外とする。
- 4 低所得者減免分加算
 - (1)生活保護法による被保護者世帯、市民税非課税世帯、里親 2,000 円×年間延利用人員
 - (2)所得税非課税世帯
 - 1,000 円×年間延利用人員

利用料 を減免 した額

神戸市病児保育事業実施協議書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

所在地 施設名 申請者名

抗	超 設 名							TE	EL	()		
戸	斤在 地									利用定員		人
実	施施設別	病院 •	診療原	近								
į	设置主体					経営	主体					
ß	開設日数	年間		H	開設時間							
	氏	名	職	種	勤務册	· 態		備		;	考	
					常勤・非常	常勤						
処遇職1					常勤・非常	常勤						
職員					常勤•非位	常勤						
					常勤•非位	常勤						
					常勤•非	常勤						
	部	屋	名		面	積	専	「用・共月	Ħ	備	考	
						m²	専	「用・共月	Ħ			
⇒ п.						m²	専	用・共月	Ħ			
設備						m²	専	「用・共月	Ħ			
の状況						m²	専	「用・共月	Ħ			
況						m²	専	「用・共月	Ħ			
						m²	専	「用・共月	Ħ			
						m²	専	用・共月	Ħ			
圣	· 發見込児	童数			名()	管下	保育	 所	か所		人
利	用見込延り	記 童数			名()	うち利	用対象係	育所	か所		
换	協力医療機	関名					管下	5 幼科	集 園	か所		人
備考	•開設 •利用 ³	年月日 料等	令利	口 年	月日							

(注)本表は施設ごとに作成のこと

新規協議の場合は、配置図を添付するとともに、医療機関以外で実施する場合は、協力医療機関との連携について記載すること。

継続協議の場合は、登録見込児童数、利用見込延児童数欄の()に前年度の実績(見込)を記載すること

神戸市病児保育事業 利用登録票

令和 年 月 日記入

記入者名

※印の欄(住所・家族の状況)は、予約システムに入力した場合、省略できます。

ヹ゚	ガナ 名		男女	愛称	生年	月日	年 .	月日生(歳)
· 注	∬ 〒		'		•		TE	L	
家』	庭 医 名		TE	L	保育所等名		TEI	پ	
	父・氏名		(歳) 勤務先名			TEL	,	
※ 家族							TDI		
の 状況	母•以名		(歳) 勤務先名			TEL		
	兄弟姉妹		歳(男・女)	歳	(男・女)		歳(男・女)	
緊急	時の連絡先	氏名			TEL		(対象児との続柄)
周産期	・出生ほ・出産に	ロの異常 なし・あり	g 日早かった	と・遅かった)	(在胎 退	1))
乳児期の発達	・一人型・栄養法・離乳金	まき (カ月) 生 (母乳 ・ 人工 t開始時期 (前	•発i • 混合) 期 : 食 :	カ月) 歳 カ月)	あり・なし)	カ月)	(後期 :	力月)	
予防接種	ポリオ(□ ※四種混 日本脳 ヒブワク 肺炎球 流行性耳 水痘 B型肝ジ その他 ・麻しん ・流行性	チン 菌 下腺炎(おたふくかぜ) 炎(HB) (はしか) ・水痘 上耳下腺炎(おたふ	未・1년 未・1 未・1년 未・1년 未・1년 未・済 (ば)水ぼうそ くかぜ)	明済 · 2期済 可目済 · 2回 期1回目済 · 期1回目済 · 2回 可目済 · 2回 可目済 · 2回 可目済 · 2回 可目済 · 2回 可目済 · 2回 可目済 · 2回	目済 ・3回目 2回目済 ・3 2回目済 ・3 1目済 ・3回目 目済 ・3回目 目済 ・3回目 目済 ・3回目 日済 ・ 4 ・百日咳 ・熱性けいれ	回目済 自加済 済 ・4 済 ・4 ・ ・ で	・追加		
食事	アレルジ	食べ物 (ドー等で制限してい てほしいこと等があれ	る食品がなれば、具体	的に記入して・	りに記入してくた ください。	itv.)	
その他	(生まれ	,つきの病気や手術	歴・既往歴	₫・気になる発達	達の状況など)				

病児保育事業利用申請書

令和 年 月 日

病児保育実施施設長 様

申請者氏名(保護者)

(対象児童との続柄:)

住所

下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

※印の欄(保護者氏名・勤務先)は、予約システムに入力した場合、省略できます。

※印の懶(保護有氏名・勤務	元川は、ア利ンステムに入。	刀しに場合、自略でき	より。 			
利用施設名						
フリガナ			-	-	. / 10-	
対象児童氏名	4	生年月日	年	月	日(歳	ケ月)
フリガナ		, that 76 pt.			_	
※保護者氏名		·勤務先 			7 3	
病名	1					
家庭で育児できない理由	勤務·冠婚葬祭	出産・病気	・その他()	
利用予定期間	令和 年 月	日 () ~	月 日()	日間	
児童の健康状態及び注意	事項					
○食事について(食事制	限の有無)					
	エロギスティス・1シ グ ボコネッテ 1。 ボコ	コ毒にイバリンとし				
○その他(体質、くせ又は	ま障害など心間なこと、 配	は慮してはしいこと)				
	*****		11 F			
	障害者手帳 □有	すこやか保育 ∟ 	対象 			
利用料の減免について						
私は次の世帯に該当する	るため、利用料の減免を	申請します。				
□ 生活保護世帯						
□ 市民税非課税世帯						
□ 所得税非課税世帯						
□ 里親						
※該当する場合には、本申請	青書の他に「様式第5号 利	用料減免申請書」に。	必要な書類を添作	すして提出	してください。	
特定子ども・子育て支援提	:供証明書及び領収証(約		- :償化関係)の発	終行につい	て	
①□要(□第2号 □]第3号) □不要					
	は認定種別の該当する□にレ	を記入してください。				
	保護者の氏名及び続柄を					
フリガナ	不成句 Vノレイコス ∪ かいけい	と 即じ入り く (/にご・。				
氏 名:		認定子ども	」との続柄:			
		· 				
(実施施設記入欄)						
神戸市病児保育事業の	O利用を 1 許可する	2 許可しない				
※不許可の場合は理由	ョを記入してください。					
		+H=n, h				
		施設名				
		施設長名				

神戸市病児保育 医師連絡票

神戸市長 宛

医療機関 所在地

名称

医師氏名

電話番号

病児保育事業の利用に当たり必要な情報について下記のとおり提供します

児童氏名	男·女	生年月日	年	手 月	月(歳	ケ月)
住 所	Ŧ		電話番号				
病 名	 □ 上気道炎 □ 扁桃腺炎 □ クループ症候群 □ 気管支炎 □ 肺炎 □ 喘息様気管支炎 □ 気管支喘息 □ 感染性胃腸炎 □ ロタ □その他 □ 細菌性腸炎 	□ 溶連菌®	ě疹 イルス感染症 / ギーナ 丙 エンザA	\(\rangle\)\\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	伝染性膿 おたふく 麻疹 風疹 水痘 化 主な症状な	かぜ	
熱性けいれ んの既往歴	□ 有り □ 無し	迅速检		·			
安静度	□ ベッド上安静 □隔離	□準隔離	□室内安	静	□室内保	:育	
食 事	□ 下痢食 □アレ	ルギー食(除		1	□幼児☆	食)
その他 注意事項	その他配慮すべき事柄があれば、 (生まれつきの病気や手術歴・思			・ど)			
処方内容							

神戸市病児保育事業 利用料減免(減免取消)申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

申込者 (保護者)	フリガ [・] ナ 氏名	
	住所	
	電話	_

次のとおり、利用料の減免(減免取消)を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

		フリカ゛ 氏						年	F	1	日		男・女
対象児童		フリカ [*] 氏				生年月日		年	F	1	日	性別	男・女
Ħ		フリカ [*] 氏						年	F	1	日		男・女
((いずれ	申請理由 かに○をつけてください。) 生活保護受給世帯			添付				減免征	後の <u>₹</u>	金額		
	1		生活保	護受給世帯	□生活保護適用証明	書					全額免隊	余 ((0円)
	2		市民税	非課税世帯	□前年分の市民税非認	果税記	証明	明書 (写でも可)		全額免隊	余 ((0円)
	3		所得税	注課税世帯	□所得税非課税を証明 (源泉徴収票、確定申 □利用年度の放課後場 決定通知書(写)	1告	書力	などの写)	Ź	半額	免除(:	Ι, (000円)
	4			里親	□里親であることを記 (里親委託証明書など	E明っ ご)	する	ろもの			全額免除	余 ((0円)
	5	浉	域免の耶	対消しを申請しま	す。								

⁽注) 減免の事項に該当しなくなった場合は、速やかに届け出てください。

[◎] この情報は、病児保育事業以外の目的には使用しません。

神戸市長 宛

施設名 施設長名

神戸市病児保育事業について下記のとおり報告します。

記

令和 年度神戸市病児保育事業実施報告書

2 開設日数 日 ※利用者がいなかった場合も含む

3 登録者数(延べ) 人

4 利用状況

	生活保護	養世帯(A)	市民税非認	₹税世帯(B)	所得税非認	果税世帯(C)	その他の)世帯(D)	市内在鄞	协世帯(E)	合	計
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
前月分 累計												
当月分												
合 計	_	_	_	_			-	_	_			-

^{※「}実人数」については、医師連絡票の発行枚数とする(同一児童が異なる病気で利用した際は2名とカウントする。)

	里親の場合は、上表「その 親 : 延べ人(£		数を合わせ	て記入し	、下枠に適用者の)内訳を記載する。)
5	当日キャンセル対応	件数	当月		年度累計		
6	添付資料	神戸市病児保 病児保育事業					

神戸市病児保育事業 利用状況内訳(令和 年 月分)

施設名

				Ι	ı -																																
児童氏名	左	de .	名	感染症	L									日々	の実	績状	況(実施	のあ	うつ <i>た</i>	:日(=, C)印を	記力	くする	ること	:)									計	"
元里以 石	* - 	7四	10	感染症 罹患 児童	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計日数	別
																																			\Box		
																					+									\vdash					\vdash	-	\dashv
																					+		\vdash	-						\vdash	\vdash				\vdash		\dashv
												<u> </u>									_														Щ		
																																					\neg
																					+														\vdash		\dashv
																																		Ш	Ш		\Box
												<u> </u>		<u> </u>							\perp	_								\vdash	_			\sqcup	Щ		\blacksquare
保育士の配置																					_									$oxed{oxed}$				Ш	Ш	لــــا	
看護師の配置	人数																															İ			ıl	.	

^{*}世帯別の欄は、生活保護世帯は(A)、市民税非課税世帯は(B)、所得税非課税世帯は(C)、その他の世帯は(D)、市内在勤世帯は(E)を記入。 *保育士・看護師の配置人数は各日の人数(数字)を記載。

^{*}感染症に罹患した児童を受入した場合は、「感染症罹患児童」欄に〇印を記載。

[※]本様式は同等の内容を記載した資料に代えることができるものとする。